

# 防衛白書の変遷

——2003～2012年

植 村 秀 樹

(承前)

## 29. 2003年版

判型がA4判に変わり、索引等まで含めた全体で397ページとなった。巻頭に置かれている防衛庁長官名による「刊行によせて」は、昨年の2ページから4ページに増え、文章ももしかしたら石破茂長官自らが筆を執ったのではないかと思わせるものになっている。冒頭は次のようなくだりである。

2001年から2003年にかけての3年間は、後世において「あのときを境に世界は変わった」といわれる歴史の転換点として記録されるに相違ない。

言うまでもなく、2001年9月11日の米国でのテロ事件とその後の展開を指している。日本の防衛政策もその変化に対応しなければならないとして、庁内で「防衛力のあり方」と「統合運用のあり方」の検討が精力的に行われていることを強調している。「今、政治がなすべきことは、国民に対す

る真摯な働きかけである」とは何を意味するのであろうか。続けて「専守防衛構想に基づく……」とあるが、この時はすでに専守防衛の考え方から脱却しようとしていたのであって、やはり、ここでも政治家の言葉をそのまま受け取ることはできない。以下の通り、構成（細目は省略）に大きな変化は見られない。資料は参照条文も含めて昨年版と同じく78点である。

## 第1章 国際軍事情勢

### 第1節 国際社会の課題

### 第2節 主要国の国防政策と国際社会の安定化への対応など

### 第3節 アジア太平洋地域の軍事情勢

## 第2章 わが国の防衛政策

### 第1節 防衛の基本的考え方

### 第2節 防衛計画の大綱

### 第3節 防衛力の整備

### 第4節 日米安全保障体制

### 第5節 日米安全保障体制に関連する諸施策

## 第3章 緊急事態への対応

### 第1節 わが国の防衛

### 第2節 各種事態への対応

### 第3節 国家の緊急事態への対処にかかる取組など

### 第4節 災害への対応

## 第4章 より安定した安全保障環境の構築への貢献

### 第1節 イラク問題へのわが国の対応

### 第2節 国際テロ対応のための活動（インド洋などでの活動）

### 第3節 「PKO10年」の歩み

### 第4節 国際平和協力への現在の取組

### 第5節 国際社会における信頼関係増進への取組

## 第5章 国民と防衛

(略)

## 第6章 今後の防衛庁・自衛隊のあり方

### 第1節 防衛力のあり方検討

### 第2節 陸・海・空自衛隊の統合運用のあり方

### 第3節 弾道ミサイル防衛

## 資料

昨年度まで第1章第1節は「国際軍事情勢」であったが、今年は「国際社会の課題」として以下のような細目が並んでいる。

- 1 テロとの闘い
- 2 大量破壊兵器などの移転・拡散など
- 3 米国などによるイラクに対する軍事作戦
- 4 複雑で多様な地域紛争

「テロとの闘い」は9.11以後、米国政府が掲げたスローガンであり、これに反対することはおろか、疑問を呈することさえ許さないような空気が醸成された。今日までそれは続いており、石破の言う通り、まさに「歴史の転換点」の様相を呈している。この他にも昨年度版との違いは大きい。この1年で防衛庁・自衛隊そのものが大きく動き出したのか、それとも(石破長官の意向を受けて?) 白書だけが変わったのか。

3月20日に始まったイラク戦争について、これも「テロとの闘い」に位置づけられた。「精密誘導兵器などにより、事前に収集された詳細な情報に基づいて、フセイン大統領らイラク指導者のごく一部を狙った限定的な空爆が開始された」としているが (p. 10)、イラク戦争がこのようなものでないことは指摘するまでもない。多くの民間人犠牲者を出し、100万人

を超える難民を生むことになるが、日本政府にそうした側面への関心はない。アフガニスタンでの戦争同様、精密兵器による攻撃の成果に注目しているのみである (p. 13)。

さて、防衛政策の基本に変化はない。「国際社会の現状を踏まえ、外交努力、自らの防衛努力、日米安保体制の堅持など様々な施策を総合的に講じる」というものである。そのために「日米同盟など二国間の協力関係を強化しつつ、アジア太平洋地域での地域的協力や国連への地球的規模の協力などを積極的に進めている」としている (p. 86)。集団的自衛権や交戦権についての説明も前年までと変わらない。

注目すべき点として、第2章第5節4「弾道ミサイル防衛に関する日米共同技術研究」を挙げておきたい。

冷戦終結後の核をはじめとする大量破壊兵器とその運搬手段である弾道ミサイルが拡散している状況や、わが国が弾道ミサイル対処能力を有するシステムを保有していないという現状を踏まえると、弾道ミサイル防衛 (BMD) は専守防衛を旨とするわが国の防衛政策上の重要な課題である。また、BMDは純粹に防衛的なシステムであり、専守防衛という政策に適することから、わが国の主体的な取組が必要であるとの認識の下に、わが国としてはこれまでに様々な検討を行ってきた。(p. 125)

1999年には閣議決定がなされ、共同研究が開始された。2003年に始まったイラク戦争も大量破壊兵器の拡散が正当化の理由であったことを考えると、その重要性はますます高まることとなる。ただし、まだ研究段階であり、「開発段階への移行、配備段階への移行については、BMDの技術的な実現可能性及び将来のわが国の防衛のあり方などについて十分検討した上で、別途判断されることとなる」(p. 125)。

前年度版では第4章の表題は「災害への対応とより安定した安全保障環

境の構築への貢献」であったが、今年度版では「災害への対応」は第3章第4節に置かれている。つまり、「警戒監視活動」、「不審船・武装工作員などへの対応」、「同時多発テロを踏まえた対処態勢の整備」、「核・生物・化学兵器への対応」などの優先順位が上がったと見られる。さらに第4章では、イラク問題への対応、インド洋への自衛隊の派遣などに紙幅が割かれている。

石破長官が「刊行によせて」で強調した「防衛力のあり方検討」については、第6章第1節で7ページにわたって展開されている。「防衛力の在り方検討会議」は2001年9月に設置され、翌年1月から活動を開始し、イラク情勢の緊迫したこの年の1月から石破のもとでさらに拍車のかかったものとなったと推察される。同検討会議における主な検討事項としては、「防衛大綱策定後の国際情勢の変化」、「IT・軍事科学技術への対応」、「日米防衛協力関係の一層の実効性の向上」、「諸制約の下での効率的な防衛力の構築」などが挙げられている。この中でも中心となるのは何とんでも日米防衛協力関係であろう。米国が進める「軍の改革（transformation）やグローバルな軍事態勢の見直し」に合わせて「〔日米〕両国の役割と任務、兵力と兵力構成、地域の課題やグローバルな課題への対処における二国間協力、国際的な平和維持活動その他の多数国間の取組への参画、ミサイル防衛についてのさらなる協議と協力、在日米軍の施設・区域に係る諸問題解決に向けた進展といった広範な課題が扱われる」ことになっている（p. 297-300）。「今後の防衛力の役割とそのあり方」として、以下の3点が挙げられている（p. 301-302）。

- (1) 「新たな脅威」や多様な事態への対応
- (2) 国際的な安全保障環境の安定化などのための積極的・能動的な取組
- (3) 国家の存立を脅かす本格的な侵略事態への備え

石破長官が強調したもう一つの点である統合運用については、2002年4月に長官から統合運用の検討を行うよう各幕僚長と統合幕僚会議に対して指示が出され、12月には『「統合運用に関する検討」成果報告書』が提出された。それまでの「各自衛隊ごとの運用を基本」とする態勢から「統合運用を基本」とする態勢へ移行することとし、「自衛隊の運用に関する軍事専門的見地からの防衛庁長官の補佐の一元化」、「統合運用のための幕僚組織の設置」、「陸・海・空自衛隊の部隊における統合運用体制の強化」などの提言が盛り込まれた (p. 304)。

統合運用の必要性はすでに1980年代から指摘されてきたが、ようやくここに来て具体的に動き出そうとしている。しかし、実際に統合運用が行われるようになるにはかなりの年月を要することになる。

### 30. 2004年版

防衛庁・自衛隊発足から50年を迎え、巻頭には小泉純一郎内閣総理大臣が登場した。しかし、1ページの短い挨拶で中身の無い官僚の作文である。続く「刊行に寄せて」には前年度と同じく石破長官自ら筆を入れていると思われる。ここで石破は「ある世論調査によれば、自衛隊に対する国民の好感度は、20年前の2倍の70%弱にまで」高まったことを喜んでいる。そして、「存在する自衛隊から機能する自衛隊へ」という「キャッチフレーズ」で今後目指す方向を示している。全体で450ページとなっているが、二つの巻頭言に続いて「防衛庁・自衛隊発足50周年特集 写真で見る防衛庁・自衛隊50年」が置かれており、32ページにわたって年代別に写真が掲載されている。これ以外にも「50周年特集」が以下の通り、随所に挟み込まれている。「防衛庁・自衛隊発足の経緯といわゆる『戦力』論争」(p.116), 「防衛力整備の50年」(p. 118), 「日米安保協力の変遷」(p. 120), 「防衛駐在官発足50年」(p. 186), 「PKOなどにおける武器使用規定, 主要装備の変遷」(p. 256), 「拡大する防衛交流など」(p. 257), 「予備自衛官制度」(p.

308), 「募集にみる50年」(p. 309), 「国民の自衛隊・防衛問題に対する意識の変遷」(p. 310), 「防衛施設行政にみる50年」(p. 312), 「航空自衛隊発足50周年」(p. 314), 「制服の変遷」(p. 315), 「統合幕僚会議発足50周年」(p. 347), 「防衛白書刊行30回」(p. 348)。構成は以下の通り(細目は省略)。巻末の資料は61点, 参照条文も含めると85点である。

## 第1章 国際軍事情勢

(略)

## 第2章 わが国の防衛政策

(略)

## 第3章 わが国の防衛と多様な事態への対応

### 第1節 わが国の防衛

### 第2節 各種の事態への対応

### 第3節 武力攻撃事態などへの対処などにかかわる取組

### 第4節 災害への対応

## 第4章 国際社会の平和と安全を確保するための取組

### 第1節 イラクの国家再建に向けた取組への協力

### 第2節 国際テロ対応のための活動(インド洋などでの活動)

### 第3節 国際平和協力への取組

### 第4節 国際社会における信頼関係増進への取組

## 第5章 国民と防衛庁・自衛隊

### 第1節 防衛力を支える基盤

### 第2節 国民と自衛隊を結ぶ活動

### 第3節 防衛庁・自衛隊と地域社会とのかかわり

### 第4節 沖縄に所在する在日米軍施設・区域

## 第6章 今後の防衛庁・自衛隊のあり方

### 第1節 防衛力のあり方

第2節 陸・海・空自衛隊の統合運用のあり方

第3節 弾道ミサイル防衛

資料

第1章第1節は「テロとの闘い」で始まっている。アフガニスタンおよびイラクでの戦争を続けるアメリカを正当化する論理である。

第2章第1節「防衛の基本的な考え方」は前年度をほぼそのまま踏襲している。「国際社会の現状を踏まえ、外交努力、自らの防衛努力、日米安保体制の堅持など様々な施策を総合的に講じる」というのも、「日米同盟など二国間の協力関係を強化しつつ、アジア太平洋地域での地域的協力や国連への地球的規模の協力などを積極的に進め（ている）」というのも前年度版そのままである（p. 78）。「その他の防衛政策」として掲げられている4点、すなわち、「専守防衛」「軍事大国とならないこと」「非核三原則」「文民統制の確保」も前年度のままである（p. 81-83）。因みに、「文民統制の確保」には、「わが国の場合、終戦までの経緯に対する反省もあり、……」という文言が1980年代から入っている。一体、どの戦争の「終戦」なのか。言わずもがなではあるが、このような記述になるのは、その戦争の名称を記しにくいからであろう。

「敵基地攻撃」問題がコラムとして取り上げられている。現状では「敵基地を攻撃することを目的とした装備体系」を持っておらず、「現実の可能性としては極めて難しい」としながらも、防衛庁・自衛隊としては、そうした装備をのどから手が出るほど欲しがっていることは、このコラムで1956年の鳩山一郎首相の国会答弁を再掲していることから明白である。「座して自滅を待つべしというのが憲法の趣旨とするところだというふうには、どうしても考えられない」ことから、「誘導弾などの基地をたたくことは、法理的には自衛の範囲に含まれ、可能である」というものである（p. 97）。これは1999年版に登場して以来、2000年代に入って頻繁に登場

するようになった。

同じくコラムとして「新型ヘリコプター搭載護衛艦」が登場する。しかし、1999年版と異なり、前後に分かれていた甲板がここではいわゆる全通甲板に変更されている。つまりは海上自衛隊の長年の念願であったヘリコプター空母の導入である。2000年頃に開かれたある研究会で、防衛庁の担当課長が「設計を全通甲板に変更することはない。国民を騙すようなことはしない」と発言していたことが思い返される。

自衛隊の装備への強い思いの滲み出る白書を象徴するものとして、各自衛隊のキャッチフレーズが登場した。陸上自衛隊は「Final Goal Keeper of Defense」である。サッカーのゴール・キーパーにたとえているが、「国防においても、国際任務においても、国家の意思を体現する『防衛力の要』」とされている。海上自衛隊は海上交通に多くを依存する日本の特性を表す「First Line of Defense」、文字通り「防衛の第一線」の意味である。航空自衛隊は現代戦における航空兵力の特性を示す「Key to Defense, Ready Anytime」である。制空権の獲得が陸海戦にも大きな影響を与えるところから来ている。また、領空侵犯への対処が大きな任務となっており、常に即応体制にあることも示している (p. 124-125)。

しかし、求められているのは各自衛隊の特性を生かすことよりもむしろ統合運用をどう進めるかである。

この年の白書は前のめりかと思いきや、日米安全保障体制については慎重な言葉遣いを維持している。「米国との同盟関係」「日米安保条約に基づく日米安保体制」「日米安保体制を基調とする日米両国の緊密な協力関係」などは前年度と同じである。「同盟」に一気に呵成に突き進もうというわけではない (p. 100-102)。

その一方で、アメリカの強い意向を受けて実施した自衛隊のイラク派遣には紙幅を割いている (第4章第1節)。もちろん、人道復興支援との建前に沿ってのことである。議論を呼んだ「非戦闘地域」およびイラク侵攻

の「大義」であったはずの大量破壊兵器については、コラムを設けて説明している (p. 196)。

さて、この年の白書で注目すべきは、やはり第6章であろう。2001年9月に設置された「防衛力の在り方検討会議」での検討を踏まえ、2003年12月には「弾道ミサイル防衛システムの整備等について」を安全保障会議と閣議で決定し、さらに「今後の防衛力のあり方の方向性」について議論を進めている。ここで注目すべき点は、「わが国に対する本格的な侵略事態生起の可能性は低下する一方、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散の進展、国際テロ組織の活動」などを「新たな脅威」と位置づけていることである。これらの脅威に対処するためにも、今後の防衛力は「存在することによって脅威に対する抑止効果を果たす」ことから「多様な段階・局面において適切に役割を果たし、機能する」方向への転換を図ろうとしていることである (p. 325-326)。長年の課題であった統合運用においてもこの「機能する」自衛隊がその基本となる。ただし、まだ「法律、組織などの観点から細部にわたる具体的な検討を行っている」段階であり、ここではその方向性が示されるにとどまっている。また、統合幕僚会議の下に1997年に設置された情報本部を防衛庁長官の直轄とすることも検討されている (p. 330-333)。

### 31. 2005年版

最後の「平成17年度安全保障関連論文募集要項」まで含めて全447ページとほぼ前年度と同じであるが、大野功統長官名の「刊行によせて」は役人の作文に戻った。その一方で、第2章から第4章の表題は、中身をより具体的に示すものになっている。構成は以下の通り (細目は省略)。

#### 第1章 わが国を取り巻く安全保障環境 (略)

- 第2章 わが国の防衛政策の基本と新防衛大綱、新中期防など
  - 第1節 防衛の基本的考え方
  - 第2節 新防衛大綱
  - 第3節 新たな防衛力の実現へ向けて
  - 第4節 統合運用体制への移行
  - 第5節 日米安全保障体制と関連する諸施策
- 第3章 新たな脅威や多様な事態への実効的な対応と本格的な侵略事態への備え
  - 第1節 新たな脅威や多様な事態への実効的な対応
  - 第2節 本格的な侵略事態への備え
  - 第3節 武力攻撃事態などへの対処などにかかわる取組
- 第4章 国際的な安全保障環境の改善のための主体的・積極的な取組
  - 第1節 国際平和協力活動への取組
  - 第2節 国際社会における協力の基盤づくりへの取組
- 第5章 国民と防衛庁・自衛隊
  - 第1節 防衛力を支える基盤
  - 第2節 国民と自衛隊を結ぶ活動
  - 第3節 防衛庁・自衛隊と地域社会とのかかわり
  - 第4節 沖縄に所在する在日米軍施設・区域

この年の白書でまず注目すべきは第2章第2節である。新しい防衛計画の大綱すなわち「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱について」とそれに付随する中期防衛力整備計画（2004～2009年度）が閣議決定された。ここに至る経緯は次の通りである。

まず、2001年9月から2004年12月にかけて防衛庁内に「防衛力の在り方検討会議」が設置された。これが今回の大綱への道筋をつけたといえよう。2003年12月には「弾道ミサイル防衛システムの整備等について」が安全保

障会議と閣議で決定されたが、その中で「防衛力全般に関して見直しを行う必要がある」ことがうたわれた。そこには「従来の整備構想や装備体系について抜本的な見直し」を行うことも含まれていた。さらに2004年4月には「安全保障と防衛力に関する懇談会」が荒木浩（東京電力顧問）を座長として設置され、同年10月に報告書を提出した。同報告書では、二つの目標（①日本の防衛、②国際的安全保障環境の改善による脅威の予防）とそれを達成するための三つのアプローチ（①日本自身の努力、②同盟国との協力、③国際社会との協力）を適切に組み合わせるとされた。これ自体は至極当然のことに見えるが、その重心が「同盟国との協力」すなわち日米の軍事的一体化にあることは論ずるまでもない。その第一歩が「多機能で弾力的な実効性のある防衛力」である。抽象的な表現であるが、抑止効果よりも「対処」を重視した防衛力であり、実際に機能させることを目指すものである。これによって、制服組に不満の大きかった「基盤的防衛力構想」が葬られることとなる（p. 88-93）。

こうした転換は統合運用とも密接な関係にあり、そのために統合幕僚会議を改め統合幕僚監部を設置することとした。陸上自衛隊の編制は前大綱で14の区画に8個師団と6個旅団を配置するとしていたが、今回は「中央即応集団」の新設が注目される。ただし、定員は16万人から15万5千人へと縮小され、合わせて戦車や火砲などの主要正面装備も概ね3分の2に縮小されることとなった（p. 99-101）。

海上自衛隊は護衛艦8隻からなる護衛隊群4個体制から4隻を単位とする8個体制へと転換することとした。これはヘリコプターの運用および弾道ミサイルへの対応を重視するためである。潜水艦は16隻のままであるが、護衛艦は前大綱の50隻から47隻へととなった。航空自衛隊も「冷戦型の対航空侵攻を重視した整備構想を転換」するとされ、同時に前大綱の約400機（うち作戦機約300機）から350機（同260機）へと縮小された。ただし、空中給油・輸送部隊の新設が注目される（p. 102-105）。

この白書で新大綱とともに力を入れているのが統合運用である。「統合運用体制を強化するため、既存の組織などの見直し、効率化を図り、統合幕僚監部の新設と各幕僚監部の改編を行う」ほか、「統合幕僚学校の改編、統合演習の実施、情報通信基盤の共通化などを行う」としている。つまり、これまでこうしたことさえも行われていないのであり、「自衛隊の運用は統合運用を基本とする体制へ移行する」のはこれからののである。したがって「統合運用体制を強化する」との表現も見られるが、正確には「移行する」と未来形で記されるべきであろう（p. 109, 113, 119）。

まずは年度内に統合幕僚監部を新設するとともに、情報本部も防衛庁長官の直轄とし、統合情報部（仮称）を新設するとされた（p. 125-126）。

こうした組織の改編を行ったからといってただちに統合運用ができるわけではない。先に述べたように「情報通信基盤の共通化」などもできていないことから察するに、部隊の統合運用が可能になるまでの道のりはかなり遠いと見るべきである。

前年8月に沖縄・普天間基地所属の米海兵隊輸送ヘリコプター（CH-53D）が隣接する沖縄国際大学構内に墜落した事件についてはコラムで触れている。それによれば原因は「整備上の過誤」であり、対策として「整備マニュアルの改訂」、「整備手順の徹底」などの対応がすでに取りられた（p. 333）。

2005年2月には「2 + 2」会合で合意した「共通戦略目標」については次年度の白書で詳しく説明されることになる。

## 32. 2006年版

イラク戦争後、米国との一体化を進めてきた小泉政権の最後の白書となるこの年は判型が再び変形A4判に戻った。分量は全体で429ページ、資料は67点、関連条文を含めると81点である。第4章の表題が「日米安全保障体制の強化」となっている。こうした表現は初めてのことである。構成は

以下の通り（詳細は省略）。

第1章 わが国を取り巻く安全保障環境  
（略）

第2章 わが国の防衛政策の基本

第1節 防衛の基本的考え方

第2節 防衛大綱と防衛力整備

第3節 武力攻撃事態などへの対応のための枠組み

第4節 新たな役割を果たし得る組織へ

第3章 わが国の防衛のための自衛隊の運用と災害派遣や国民保護

第1節 統合運用体制への移行

第2節 新たな脅威や多様な事態への実効的な対応

第3節 本格的な侵略事態への備え

第4節 武力攻撃事態などにおける国民の保護のための取組

第4章 日米安全保障体制の強化

第1節 日米安全保障体制

第2節 日米同盟の将来に関する安全保障面での日米協議

第3節 日米安全保障体制の信頼性向上のための諸施策

第5章 国際的な安全保障環境の改善

第1節 国際平和協力活動への取組

第2節 安全保障対話・防衛交流の推進

第3節 軍備管理・軍縮・不拡散への取組

第6章 国民と防衛庁・自衛隊

第1節 国民の信頼回復に向けた取組

第2節 防衛力を支える基盤

第3節 防衛庁・自衛隊と地域社会とのかかわり

第4節 国民と自衛隊を結ぶ活動

## 資料

第2章第1節「防衛の基本的考え方」は、従来通りの説明である。すなわち「自らの防衛力とともに、外交努力、同盟国との協力などさまざまな施策を総合的に講じる」ことであり、国内においては「国民生活を安定させ、国民の国を守る気概の充実を図り、侵略を招くような隙を生じさせないよう経済、教育などの分野においてさまざまな施策を講じ、安全保障基盤の確立を図っている」というものである（p. 74）。ところが、微妙に表現に変化も見られる。たとえば、一昨年度（2004年）は、「わが国は、日米同盟など二国間の協力関係を強化しつつ」（p. 78）となっていたところが、昨年（2005年）は「日米安全保障体制（日米安保体制）など二国間の協力関係を強化しつつ」（p. 78）であり、今年度版は「日米同盟関係をはじめとする二国間の協力関係を強化しつつ」となっている。今年度版ではこの「日米同盟」に以下のような脚注が付いている。

日米同盟という場合、一般的には、日米安保体制を基盤として、日米両国がその基本的価値および利益をともにする国として、安全保障面をはじめ、政治および経済の各分野で緊密に協調・協力していくような関係を表現するものであり、そのような意味として用いる。（p. 74）

これに関連して、目を引くのが第4章の表題「日米安全保障体制の強化」である。本文ではこれまでも「日米安保体制の強化」の文言が出てきているが、章の表題に出てきたのは初めてのことである。その理由は同章第2節で述べられているように、文字通りの「強化」が推進されているからである。同章第1節の次のような記述をまず確認しておこう。

日米安全保障条約に基づく日米安全保障体制（日米安保体制）は、わ

が国防衛の柱となっている。また、日米安保体制を基盤とする日米同盟は、日本のみならずアジア太平洋地域の平和と安定のために不可欠な基礎をなすものである。また、同盟に基づく日米間の緊密な協力関係は、世界における多くの安全保障上の困難な課題に効果的に対処する上で重要な役割を果たしている。さらに、日米両国が共有する基本的人権、自由、民主主義および法の支配といった基本的な価値を国際社会において促進する上で、この同盟関係は、ますます重要になっている。(p. 170)

わが国の第二次世界大戦後における繁栄と発展は、国民の叡智と努力の賜物であるが、それに加え、わが国として自ら防衛努力を行うとともに、日米安保条約に基づく日米安保体制を有効に機能させ、平和と安全の確保に万全を期してきたことの結果である。また、わが国が、戦後、独立を回復するにあたって、わが国の安全保障の戦略として、米国との同盟関係を選択し、自由と民主主義を基調とする自由主義諸国の一員としての道を選んだことは、わが国の繁栄と発展の基礎となった。(p. 170)

前年2月には「共通戦略目標」を策定し、この年の6月にも日米首脳会談を行い、「世界の中の日米同盟」を確認している。米軍再編（変革＝トランスフォーメーション）に合わせて日米同盟関係の再編（変革）も進められている。簡単に整理すると、2002年12月の日米安全保障協議委員会（いわゆる「2+2」会合）において、安全保障に関する日米協議の強化を確認した後、2005年2月に「共通戦略目標」の策定をはじめとする検討結果の発表を経て、同年10月に「日米同盟：未来のための変革と再編」が発表された。これは米軍再編の中間発表という捉えられ方をしたが、日米の役割・任務・能力の検討の取りまとめであり、再編に関する勧告である。そして、この年の5月に「再編実施のための日米のロードマップ」が発表

され、これが最終報告である (p. 176-178)。

この中には「地元負担の軽減に関連するもの」も含まれており、「普天間飛行場の移設・返還」「在沖米海兵隊要員とその家族のグアムへの移転」などが含まれている。ここで普天間が単なる返還でなく「移設・返還」と表現されていることに留意したい。(p. 185)。

米軍基地の地元負担の軽減を一部に含むとしながらも、また、航空自衛隊の航空総隊司令部が府中から在日米軍司令部のある横田基地に移転(米軍と同居)し、米空軍機の訓練分散、普天間の空中給油・輸送機と厚木の空母艦載機の岩国移転等、全体を見れば、日米安保体制はまさに「強化」されることになった。

因みに、普天間の移設先として名護市辺野古に建設される代替施設は各1600メートルの2本の滑走路が「V」字形に並ぶかたちに落ち着いた。額賀福志郎防衛庁長官と島袋吉和名護市長が会談を終えて握手する写真が掲載されている (p. 189)。

さて、この年度から登場した「日米安全保障体制の強化」は先に述べた「共通戦略目標」の設定をはじめとする日米協議の進展が大きく関係している。「共通戦略目標」はその第1段階であり、次のように定められている (p. 178)。

地域：日本の安全の確保／地域の平和と安定の強化、朝鮮半島の平和的統一、北朝鮮に関連する諸問題の平和的解決、中国の責任ある建設的役割を歓迎し協力関係を発展、台湾海峡を巡る問題の平和的解決、中国の軍事分野での透明性向上、ロシアの建設的関与、平和で安定し活力のある東南アジアの支援など

世界：国際社会での民主主義などの基本的価値推進、国際平和協力活動などにおける協力、大量破壊兵器およびその運搬手段の削減・不拡散、テロ防止・根絶、国連安保理の実効性向上など

重要なのは第2段階「日米の役割・任務・能力」である。ここでは「日米の安全保障・防衛協力の強化・拡大」に重点が置かれており、「日米同盟が、多様な課題に実効的に対処するための能力が構築されることとなる」とされている。その背景には「一国の平和と安全は、国際社会の平和と安定と密接に結びついている。国際的な安全保障環境の改善への取り組みは、一国の平和と安全の確保のためにも必要不可欠」との認識があり、「国際的な安全保障環境の改善に向けた日米協力は、同盟の重要な要素」とされている（p. 178-179）。そして先に触れた「在日米軍などの兵力態勢の再編」が第3段階で登場する。その中心となるのが「再編実施のための日米のロードマップ」というわけである。

もうひとつ、注目すべきは、「横田空域」問題が白書に登場（第4章第2節）したことである。

自衛隊の運用に関して、この年の3月によりやく統合運用体制に移行した。これにより、統合幕僚長が一元的に防衛庁長官を補佐することとなった。米軍が統合運用態勢を取っていることから、統合運用は急がれていたが、これで一応、関連法規の改正や組織の改編（情報本部も長官直轄の機関となった）によって自衛隊も統合運用態勢ということになったわけである（p. 118-123）。

ただし、実際に統合運用が可能かどうかは別の問題である。

### 33. 2007年版

2007年1月、防衛庁が防衛省に昇格した。巻頭の久間章生・防衛大臣名による「刊行によせて」では、「在日米軍の再編に関する日米合意の実施」の重要性を強調している。全478ページ、構成上の変化として章の上に「部」が復活した。構成は以下の通り（詳細は省略）。

#### 第I部 わが国を取り巻く安全保障環境

概観

第1章 国際社会の課題

第2章 諸外国の国防政策など

第Ⅱ部 わが国の防衛政策の基本

第1章 わが国の防衛の基本的考え方

第2章 防衛大綱と防衛力整備

第3章 防衛省への移行と国際平和協力活動等の本来任務化

第Ⅲ部 わが国の防衛のための諸施策

第1章 わが国の防衛のための自衛隊の運用と災害派遣や国民保護

第2章 日米安全保障体制の強化

第1節 日米安全保障体制

第2節 日米同盟の将来に関する安全保障面での日米協議

第3節 日米安全保障体制の信頼性向上のための諸施策

第3章 国際的な安全保障環境の改善

第4章 国民と防衛省・自衛隊

資料

この年の白書における最大の話題は、先に述べた防衛庁の省への移行（昇格）である。その背景として、白書は次の3点を挙げている（p. 142）。

(1) わが国の緊急事態対処

わが国周辺においては、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散、領有権の問題などがあり、一方、国内においては、大規模な自然災害が毎年のように発生している。国民の生命と財産を守るため、このようなさまざまな危機に対してより迅速・的確な対応が求められる時代になってきている。

## (2) 国際環境の変化

今日の世界においては、国際テロリズム、大量破壊兵器の拡散の進展など冷戦後の新たな脅威や多様な事態への対応が課題となるとともに、国家間の相互依存関係が深化し、一国の平和と安全は国際社会の平和と安全に密接に結びついたものとなっている。

したがって、わが国の平和と安全という観点からも、国際的な安全保障環境の改善のための国際社会の取組に主体的・積極的に参加することが重要な課題となってきている。

## (3) 国際社会における防衛力の役割の変化

このような国内外の環境にあつて、防衛力の役割は、わが国に対する本格的な侵略の未然防止や対処だけでなく、テロなどさまざまな緊急事態への対応、国連の平和維持活動、国家建設の支援、国内外への災害救援、諸外国との安全保障面での信頼性向上など幅広い分野へと拡大している。

そして、省への移行の意義として、次の3点を挙げるとともに、「隊員の士気や国民の意識の点からもよい影響があると考えている」(p. 143-147)。

- 1 防衛政策に関する企画立案機能を強化する
- 2 緊急事態対処の体制を充実・強化する
- 3 国際社会の平和と安定に主体的・積極的に取り組むための体制を整備する

防衛庁は省への昇格について国民の理解を得るために『防衛庁を省に』と題するパンフレットを29万部作成し、全国で配布するという力の入れようであった (p. 158)。

また、省への移行によっても、防衛政策の基本に変化のないこともあわせて強調している。防衛政策の基本とは、すなわち、①専守防衛、②他国に脅威を与えるような軍事大国にならないこと、③非核三原則、④文民統制の確保、⑤節度ある防衛力の整備——の5点である（p. 94, 149）。ただし、第1章第3節「防衛政策の基本」には、「節度ある防衛力の整備」は見当たらない。第1次安倍晋三政権のこの年、すでに「節度」外しが始まろうとしていた。

その一方で、国家安全保障会議の設置に向けての動きも見逃せない。この時期が安倍政権であったことと深くかかわっているが、前年11月に首相を議長とする「国家安全保障に関する官邸機能強化会議」が設置され、2月には報告書が提出され、安全保障会議を国家安全保障会議に変更するための法案が国会に提出された。また、「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」も開催された（p. 91, 93）。この懇談会の主要な目的は集団的自衛権の行使容認であった。

この年の5月に初会合をもって秋には検討結果を首相に報告する段取りになっていたところからも、はじめに結論ありきどころか、すでに筋書きはほとんどでき上っていたに違いない。

さらに、首相官邸の情報機能の強化もあわせて進められた。この年2月に「官邸における情報機能の強化の基本的な考え方」が発表された。その主な点は以下の通り（p. 96）。

政策と情報の分離を前提としつつ、内閣情報会議、内閣情報官及び各情報機関が連携して、政策と情報の有機的な接続を図る。

専門的かつ組織的な対外的情報収集手段、方法及び態勢の在り方を早急に検討し、その実現を図る。

現在の合同情報会議の機能を発展させ、情報コミュニティの英知を結集する場とし、情報コミュニティは、同会議等において、政策部門の情

報関心に基づくオール・ソース・アナリシスを行うとともに、情報の共有を促進する。

内閣情報調査室に高度の分析能力を有する専門家（内閣情報分析官（仮称））を置いて情報評価書の原案を作成することとする。

セキュリティクリアランス制度を含む政府統一基準を定めるなどの情報保全措置が取られることが重要。

新たな秘密保全法制の在り方についても検討が必要。

安倍政権は、首相官邸の情報機能の強化にとどまらず、安全保障に関する権限を首相官邸に集中し、あわせて集団的自衛権の行使容認を図る腹積もりであった。しかし、その目論見は一旦頓挫する。白書発行後まもなく安倍政権は機能不全を起こし、9月に総辞職する。

もう一点、再編交付金が設けられたこともこの年のトピックとして見逃せない。「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案」（再編特措法案）が5月に成立した（p. 252）。在日米軍の再編によって生じる「負担」を受け入れさせるための露骨な「アメ」としての再編交付金が制度化された。

#### 34. 2008年版

福田康夫が首相に就任し、集団的自衛権の行使を目指していた前政権から大きく雰囲気が変わったが、防衛白書の体裁に影響はなかった。第IV部は章がなく節のみである。全体で425ページで、巻末の資料は80点に増えた。構成は以下の通り（詳細は省略）。

##### 第I部 わが国を取り巻く安全保障環境

###### 概観

###### 第1章 国際社会の課題

第2章 諸外国の国防政策など

第Ⅱ部 わが国の防衛政策の基本と防衛力整備

第1章 わが国の防衛の基本的考え方

第2章 防衛大綱と防衛力整備

第Ⅲ部 わが国の防衛のための諸施策

第1章 わが国の防衛のための自衛隊の運用と多様な事態への対応

第2章 日米安全保障体制の強化

第1節 日米安全保障体制

第2節 日米同盟の将来に関する安全保障面での日米協議など

第3節 日米安全保障体制の信頼性向上のための諸施策

第3章 国際的な安全保障環境の改善

第4章 国民と防衛省・自衛隊

第1節 防衛力を支える基盤

第2節 防衛省・自衛隊と地域社会・国民とのかかわり

第Ⅳ部 防衛省改革

第1節 「防衛省改革会議」について

第2節 文民統制の徹底のための取組

第3節 情報流出防止のための取組

第4節 効果的・効率的かつ公正・透明な取得などのための取組

第5節 その他の取組

資料

2年前の白書から「日米安全保障体制の強化」が章の表題となり、強調されてきている。世界規模での米軍の再編とそれに伴う在日米軍の再編は日米安全保障体制の再編に必然的につながり、その再編は「強化」となって表れた。「超大国である米国でさえ、グローバル化の進んだ国際社会にあって、一国のみで自国の安全を確保することは困難」であるとの状況認

識がそこにあるが、注目すべきは、そのような今日の世界にあって「わが国が独力でこのような態勢を保持することは、人口、国土、経済の観点からも容易ではない」ことに疑いはないものの、「このような方向は、わが国の政治的姿勢として適切なものとはいえず、必ずしも地域の安定に寄与するものではない」というのは、いかなる理由によるものであろうか。なにゆえに「適切なもの」でないのか。近隣諸国との間に信頼関係が構築できていないことを政府自ら白状しているのか。因みにこうした表現は、1991年度版に登場しており、冷戦後もそのような政策を採る意思のないことは定着しているようである。

2006年版白書で初めて登場した横田空域問題は、独立国の首都圏の空の半分近くを他国の軍隊の管制下に置くというものである。ようやくこの問題も解決——すなわち返還——に向けて動きだした。これまでのところ、少しずつではあるが進展を見せている。米軍は「首都圏西部から新潟に広がる横田空域の進入管制を行っているが、その空域の避航を余儀なくされる民間航空機の運航を円滑化するため」に追及されるべき次のような措置が挙げられている（p. 195一部改）。

- (ア) 空域通過の手続きに関する情報提供プログラムを2006年度に立ち上げる
- (イ) 空域の一部について、軍事上の目的に必要なときに管制業務の責任を一時的に日本側当局に移管する手続きを2006年度に作成
- (ウ) 空域の一部について、返還空域を2006年10月までに特定の上、08（同20）年9月までに管制業務を日本に返還
- (エ) 横田空域全体のあり得べき返還に必要な条件の検討を2009年度に完了

これを受けて、2006年9月より上記(イ)の措置が開始されるとともに、

同年10月には、①2008年9月までに日本側に返還される空域の特定、②横田ラプコン（RAPCON）施設への自衛隊管制官の併置について、日米合同委員会の下の間航空分科委員会で協議され、日米合同委員会の承認を経て日米両政府で合意に達した。上記①の措置が実施されれば、横田空域のうち、羽田空港西側に隣接する部分は約40%が削減されることとなる。また、昨年5月から、上記②について、空自管制官の併置が開始されている。

なお、管制官併置の経験から得られる教訓は、横田空域全体のあり得べき返還に必要な条件の検討に際し考慮される。

さて、第Ⅳ部の防衛省改革に注目してみよう。先に述べたように章はなく4つの節から成っている。第1節は「防衛省改革会議」についてである。同会議は2007年12月に第1回会議を開催して以降、2008年7月までに11回の会議を開き、ここで報告書の取りまとめをしている。この会議の主要な論点として「文民統制の徹底」、「厳格な情報保全体制の確立」、「防衛調達  
の透明性」などがあるが、そもそも2007年に頻発した不祥事を受けて設置されたものであった。主な不祥事は次の通りである（p. 293-295）。

- ① 給油量取り違え
- ② インターネットを通じた情報流出
- ③ イージスシステムに係る特別防衛秘密流出
- ④ 護衛艦「あたご」と漁船「清徳丸」との衝突
- ⑤ 前事務次官の背信

このうち、①～④が取り上げられているが、④はこの会議が設置された後の2008年2月に発生したものである。事故の発生から総理大臣、防衛大臣への報告までにかかなりの時間を要しており、危機管理上重大な問題とさ

れた。

この改革会議では、多発する不祥事案の検討・分析を踏まえ、以下のような改革が提唱された (p. 296)。

- ① 規則遵守の徹底
- ② プロフェッショナリズム（職業意識）の確立
- ③ 全体最適をめざした任務遂行優先型の業務運営の確立

こうした改革が模索されたが、報告書の提言では同時に、「安全保障戦略」の策定、首相の補佐体制の強化など、首相官邸の司令塔機能の強化も「現代的文民統制」のための改革とされている (p. 296-297)。

### 35. 2009年版

第Ⅳ部がやや簡略になったほかは、構成は次の通り、前年との間に大きな違いはない（細目は省略）。全427ページ、資料は76点である。

#### 第Ⅰ部 わが国を取り巻く安全保障環境

##### 概観

##### 第1章 国際社会の課題

##### 第2章 諸外国の国防政策など

#### 第Ⅱ部 わが国の防衛政策の基本と防衛力整備

##### 第1章 わが国の防衛の基本的考え方など

##### 第2章 防衛大綱と防衛力整備

#### 第Ⅲ部 わが国の防衛のための諸施策

##### 第1章 わが国の防衛のための自衛隊の運用と多様な事態への対応

##### 第2章 日米安全保障体制の強化

##### 第3章 国際的な安全保障環境の改善

## 第4章 国民と防衛省・自衛隊

### 第IV部 防衛省改革

#### 第1節 防衛省改革会議について

#### 第2節 防衛省改革の実現に向けての取組

#### 第3節 その他の取組

白書の構成がほとんど前年と同じであることが示しているように、この1年はさほど目立った動きはなかったといえる。しいて挙げれば、この年の4月に、北朝鮮が弾道ミサイルを発射し、翌5月に核実験を行ったことである。まずはこの問題を見ておこう。

1993年に日本海に向けてノドン・ミサイルを発射し、98年にはテポドン1型を基礎とするミサイルが日本上空を飛び越えて太平洋に落下した。そしてこの年4月のミサイルはテポドン2またはその派生型と見られており、このテポドン2型は射程が約6000キロとすれば、グアムのみならずアラスカもその射程に入るとされ、着実に発展を遂げている（p. 37-38）。5月に行った北朝鮮による核実験は2度目のものであり、国際連合の決議に違反するものである。こうした北朝鮮の活動は「わが国の安全に対する重大な脅威であり、北東アジアおよび国際社会の平和と安全を著しく害するものとして、断じて容認できないものである」（p. 37）。

次に、防衛省改革のその後も瞥見しておこう。この年、いくつかの改革が実施された。主なものとして注目すべきは、「形骸化している」として防衛参事官制度が廃止された。防衛参事官は1954年の防衛庁発足時から設置されたもので、当初は8人、後に9人に増員され、再び8人に減員された。大臣を補佐するものとされたが、自衛官は参事官に就くことができなかった。参事官制度廃止に伴って防衛会議が新設された。

安倍政権のもとで設置された「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」の報告書がこの年の6月に福田康夫首相に提出された（p. 329、資

料7)。安倍前首相が示した検討事項は以下のようなものであった。これらは安倍の退場で一端は頓挫する。福田が棚上げしたからである。

- ① 公海における米艦の防護
- ② 米国に向うかもしれない弾道ミサイルの迎撃
- ③ 国際的な平和活動における武器使用
- ④ 国連PKO活動などに参加している他国の活動に対する後方支援

米軍の再編に伴って数年来続けられてきた日米安保の再編協議の結果、一部が返還されることになった横田空域は、2008年9月に「羽田空港西側に隣接する部分約40%が削減され、管制業務が日本に返還された」(p. 211)。

前年2月に発生した護衛艦「あたご」と漁船「清徳丸」衝突事件について、海上幕僚副長を委員長とする事故調査委員会の調査結果がこの年の5月に発表された。事故の原因について、「艦橋やCICにおける目視やレーダーによる継続的な見張り、当直士官による避航措置、適切な報告・連絡を含む当直員同士の連携など、艦艇の安全航行の基本となるような事が守られていなかったことが事故につながった」とみなし、次のような再発防止策を発表した (p. 289-290)。

- ① 見張りおよび報告・通報態勢の強化
- ② 運航安全に係るチームワークの強化
- ③ 運航関係者の能力向上による運航態勢の強化
- ④ 隊司令による指導の徹底

こうした防止策が無意味だというつもりはないが、そもそも近年急速に高まっている海上自衛隊の海外での活動が自衛官に多大なる負荷をかけて

いることが最大の要因なのではないかと思われる。海外展開の負担は隊員の精神面にも大きな影を投げかけており、隊内でのいじめ事件など、明るみに出たものも少なくない。2004年のイラク派遣後、自衛官の自殺が増え、その年は94人と過去最多を記録している。

## 36. 2010年版

2009年9月に政権交代が起こった。自民党が久しぶりに下野し、民主党が政権を奪取した。この白書は政権交代後、初の白書となる。前年版では第Ⅳ部として独立していた「防衛省改革」が今年版では第Ⅲ部第5章に置かれている。今年度版はコラムや図表が増えているが、分量としては全体で488ページ、資料は87点となっている。構成は以下の通り（詳細は省略）。

### 第Ⅰ部 わが国を取り巻く安全保障環境

#### 概観

#### 第1章 国際社会の課題

#### 第2章 諸外国の国防政策など

### 第Ⅱ部 わが国の防衛政策の基本と防衛力整備

#### 第1章 わが国の防衛の基本的考え方

#### 第2章 防衛大綱と防衛力整備

##### 第1節 防衛大綱策定の基本的考え方

##### 第2節 防衛大綱・中期防衛力整備計画

##### 第3節 防衛力の在り方に関する検討

##### 第4節 平成22年度の防衛計画

##### 第5節 防衛関係費

##### 第6節 最近の動向を踏まえた新たな取組

### 第Ⅲ部 わが国の防衛に関する諸施策

- 第1章 自衛隊の運用
- 第2章 日米安全保障体制の強化
  - 第1節 日米安全保障条約締結50周年
  - 第2節 日米安全保障体制の概要
  - 第3節 日米安全保障体制を支える基本的枠組
  - 第4節 在日米軍の駐留に関する諸施策
- 第3章 国際的な安全保障環境の改善
- 第4章 国民と防衛省・自衛隊
- 第5章 防衛省改革
  - 第1節 防衛省改革の背景・経緯など
  - 第2節 現在の検討状況

巻頭には北沢俊美防衛大臣名の「平成22年度防衛白書の刊行に寄せて」があるが、特に民主党色ないし北沢色が出ているわけではない。防衛計画の大綱の改定に向けて、この年の2月に設けられた「新たな有識者懇談会」が報告書を8月に首相に提出しているが、そのあたりに民主党色が出ているかどうか注目される。

まずは第Ⅱ部第1章第1節「わが国の安全保障を確保する方策」を見ておこう。防衛政策の一番の基本を述べるところである。「日米同盟関係をはじめとする二国間の協力関係を強化しつつ、アジア太平洋地域での地域的協力や国際連合（国連）への協力などを積極的に進め」、「国内においても、国民生活を安定させ、国を守るという国民の気概の充実を図り、侵略を招くような隙を生じさせないように、経済や教育などの分野においてさまざまな施策を講じ、安全保障基盤の確立を図っている」、「防衛力は、侵略を排除する国家の意思と能力を表す安全保障の最終的担保であり、その機能はほかのいかなる手段によっても代替できない」、「自らの適切な防衛力が、日米安全保障体制（日米安保体制）と相まって、隙のない防衛態勢を

構築することで、わが国の安全が確保されている」といったくだりは (p. 110), 前年度版すなわち自民党政権時代の記述そのままである。日米安保が第一であり、地域協力や国連はその次に来るというのは、冷戦後の新たな安全保障政策の模索が米国の知日派という名のジャパン・ハンドラーにこっぴどく批判されてすぐに引っ込めて以来、不動の優先順位となっている。こうなれば当然、続く第2節「憲法と自衛権」も同様である。第2節1「憲法と自衛権」、同2「憲法第9条の趣旨についての政府見解」も同じである。

さて、民主党政権下で防衛大綱の見直しに取り掛かったのだが、白書では次のように述べている (p. 134, 一部改)。

政権交代という歴史的な転換を経て、新しい政府として十分な検討を行う必要がある。政府としては、わが国の安全保障と防衛力のあり方について幅広い視点から総合的な検討を行うため、2010年2月16日、安全保障と防衛力のあり方に関係する分野などの有識者などで構成する「新たな時代の安全保障と防衛力に関する懇談会」の開催を決定した。

この懇談会は2月から5月にかけて8回開催し、9回目の8月に報告書を菅直人首相に提出した。しかし、構成員を見ればわかるように、自民党政権と変わらない新味のない顔ぶれであり、これでは政策に新味の出ないのもうなずけるというものである。

第Ⅲ部第2章の表題がこれも「日米安全保障体制の強化」と前年通りになっていることから、日米安保に対する姿勢にも変化はないことがわかる。新安保条約から50年の節目となることから、第1節前文で「この記念すべき年にあたり、日米両国は、日米間の安全保障協力をさらに拡大・発展させ、日米安全保障体制（日米安保体制）を中核とする日米同盟を深化させ

るためのプロセスを推進することとしている」という (p. 214)。ここに登場する日米同盟の「深化」は、これまでの白書にはなかった新しい表現である。同節3「同盟深化のプロセス」では、歴史的背景を述べた後、「これまで日米間の協力関係は多くの成果を生んできた。日米安保条約締結50周年を迎えて日米両国が開始することとした同盟深化のプロセスは、このような成果に基づく取組をより一層強化するとともに、両国が協力する分野をさらに拡大しようとするものである」と続く。こうくれば、「日米同盟をさらに揺るぎないものとするため、今後、幅広い分野における日米安保協力をさらに推進し、深化するための対話を強化することとした。このため、今後、閣僚レベルで、また閣僚の指示のもと事務レベルにおいても、日米間で具体的な協議が進められることになった」のは当然のことであり、まさにこれまでの自民党路線をそのまま引き継いだ上での「強化」そのものに他ならない (p. 216)。

政権交代後、2009年9月から2010年6月までは鳩山由紀夫が首相を務めたが、普天間飛行場の名護市辺野古への「移転」を変えることはできなかった。

政権交代にともない、在日米軍再編に関する過去の日米合意などの経緯について検証が行われることになった。特に、普天間飛行場の代替施設については、抑止力を維持しつつ、普天間飛行場周辺住民に対する危険性の除去を図り、沖縄の負担を軽減する観点から、現在に至るまで、政府全体として精力的に検討を重ねてきた。

政権交代後、政府部内においてはロードマップで示された普天間飛行場代替施設の案が決定された過程の検証が進められてきた。(p. 249)

こうして「過去の日米合意の重みを政府としても認識」しながらも、「与党三党の委員を構成員とする沖縄基地問題検討委員会が、基本政策閣僚委

員会のもとに設けられ、一旦は「ロードマップで示された代替施設案が決定された経緯に関する検証などを行うとともに、特定の前提を置かず、あらゆるオプションをゼロベースで幅広く検討するなど、精力的な議論を行った」ものの、「普天間飛行場の代替の施設をキャンプ・シュワブ辺野古崎地区およびこれに隣接する水域に設置する意図を確認する」結果に終わった（p. 249, 251）。

あくまで防衛白書であることから気にすることはないのかもしれないが、また白書の刊行時期の問題もあるのかもしれないが、鳩山首相が「最低でも県外」を模索したことどころか、鳩山由紀夫の名前は白書には登場しない。

### 37. 2011年版

この白書も刊行時の大臣は昨年に引き続き北沢俊美であるが、この年の3月に発生した東日本大震災のため、巻頭言で最初にそのことに触れているのみならず、第I部の前に「特集 東日本大震災への対応」が置かれているところが目を引く。20ページ余りの紙幅がそれに割かれているためもあってか白書そのものは全568ページに増えている。なお、資料は86点となっている。構成は以下の通り（細目は省略）。

#### 特集 東日本大震災への対応

#### 第I部 わが国を取り巻く安全保障環境

##### 概観

##### 第1章 国際社会の課題

##### 第2章 諸外国の防衛政策など

#### 第II部 わが国の防衛政策の基本と新防衛大綱、新中期防など

##### 第1章 わが国の防衛の基本的考え方

##### 第2章 新防衛大綱

- 第1節 防衛大綱の変遷
- 第2節 新防衛大綱の策定の背景
- 第3節 新防衛大綱の内容
- 第3章 新たな防衛力の体制に向けて
- 第Ⅲ部 わが国の防衛に関する諸施策
  - 第1章 自衛隊の運用
  - 第2章 日米安全保障体制の強化
    - 第1節 日米安全保障体制の概要
    - 第2節 日米同盟の深化
    - 第3節 在日米軍の駐留に関する諸施策
  - 第3章 国際社会における多層的な安全保障協力
  - 第4章 国民と防衛省・自衛隊

「東日本大震災への対応」は本稿の関心の外にあるため割愛する。まずは新・防衛大綱に注目したい。2010年12月に決定された新大綱、すなわち「平成23年度以降に係る防衛計画の大綱」は、「国家間の相互依存関係はますます進展し、主要国間の大規模戦争の蓋然性が低下する一方、一国で生じた混乱や安全保障上の問題の影響が直ちに世界に波及するリスクの高まりが顕著となりつつある」状況のなかで「複数の問題（国際テロ、統治機構の弱体化など）が複雑に絡み合いながら、国境を超えた安全保障問題に発展する傾向が強くなり、一国のみで対応することは極めて困難であり、利益を共有する国々が平素から協力して取り組むことが重要となっている」としている。直接的に日本に関係の深いものは何といても北朝鮮が「大量破壊兵器や弾道ミサイルの開発、配備、拡散などを継続」していることである（p. 153）。

こういった国際的な安全保障環境の変化という認識のもとで策定された今回の大綱では「動的防衛力」という概念を打ち出した。

わが国周辺においては、依然として核戦力を含む大規模な軍事力が存在するとともに、多くの国が軍事力を近代化し、また各種の活動を活発化させている。こうした中では、防衛力の存在自体によって相手を抑止するのみならず、平素から各種の活動を適時・適切に行うことによって国家の意思や高い防衛能力を示すなど防衛力の運用に着眼した「動的な抑止力」が重要となる。加えて、軍事科学技術などの飛躍的な発展にともない、兆候が現れてから事態が発生するまでの時間は短縮化する傾向にあることなどから、事態に迅速かつシームレスに（切れ目なく）対応するためには、即応性をはじめ、総合的な部隊運用の能力の重要性が増している。(p. 158)

自衛隊の意義は、存在することそのものではなく、運用すること、つまり「より効果的・能動的に活用する」ことにあり、「事態が起こる前から行う情報収集・警戒監視などの平素の活動や、アジア太平洋地域などにおける国際協力の重要性が高まっていることを踏まえて、自衛隊の『運用』を重視」するものである (p. 159)。

昨年度版では1章を費やした「防衛省改革」は、今年度は節のそのまた下に格下げとなった。分量からいっても、6ページから1ページ強（これに2ページの図表が付く）となった。

政権を奪取した民主党であったが、昨年度の白書には特に民主党色は見られなかった。普天間基地の返還に関して、代替地は「最低でも県外」というスローガンを掲げた鳩山由紀夫首相は、外務省、防衛省の非協力（あるいは妨害）のみならず、身内であるはずの民主党内からも非協力的な態度が目立ち、何の成果も挙げるができなかった。そんな中で昨年度の白書に登場した「同盟の深化」という新たな表現が今年度版にも引き継い

て出てくる。第Ⅲ部第2章第2節「日米同盟の深化」である。章の表題には「強化」が使われているが、節では「深化」なのである。もとはといえば、2009年11月の日米首脳会談において当時の鳩山首相がオバマ（Barak Obama）大統領に対して、日米安保条約締結50周年となることを機に、「日米同盟深化のための協議プロセス（同盟深化のプロセス）を開始したいと提案」したことに端を発するとされている。その後、「日米両国は日米同盟をさらに揺るぎないものとするため、今後、幅広い分野における日米安保協力をさらに推進し、深化するための対話を強化することとし、閣僚レベルで、また閣僚の指示のもと事務レベルにおいても、日米間で具体的な協議が進められること」になり、2010年5月の「2+2」共同発表では「日米同盟を21世紀の新たな課題にふさわしいものとすることができるよう幅広い分野における安全保障協力を推進し、深化させていくとの決意が示され」、同年11月の首脳会談でも「日米同盟を、安全保障、経済、文化・人材交流の三本柱を中心に、深化・発展させることとした」といった具合である（p. 294-296）。

要するに、民主党政権の「日米同盟の深化」とは、自民政権の「日米安全保障体制の強化」と何ら変わるものではない、ということなのであろう。

### 38. 2012年版

この白書刊行時の防衛大臣は森本敏である。こうなると、何の変化も期待しようがない。全482ページ、資料は80点、構成は以下の通り（細目は省略）。

#### 第Ⅰ部 わが国を取り巻く安全保障環境

##### 概観

##### 第1章 諸外国の防衛政策など

第2章 国際社会の課題

第Ⅱ部 わが国の防衛政策の基本と動的防衛力

第1章 わが国の安全保障と防衛の基本的考え方

第2章 防衛大綱

第3章 動的防衛力の構築に向けて

第Ⅲ部 わが国の防衛に関する諸施策

第1章 自衛隊の運用

第2章 日米安全保障体制の強化

第1節 日米安全保障体制の概要

第2節 日米同盟の深化・拡大

第3節 在日米軍の駐留に関する諸施策

第3章 国際社会における多層的な安全保障協力

第4章 国民と防衛省・自衛隊

2011年12月、野田佳彦内閣は、武器輸出三原則の緩和を発表した。「防衛装備品等の海外移転に関する基準」という内閣官房長官談話である。これについて、白書は次のように述べている（p. 160）。

この基準は、防衛装備品などの海外への移転について、①平和貢献・国際協力に伴う案件と②わが国の安全保障に資する防衛装備品などの国際共同開発・生産に関する案件については、従来個別に行ってきた武器輸出三原則等の例外化措置における考え方を踏まえ、包括的に例外化措置を講じるものである。

その際には、わが国政府と相手国政府との間で取り決める枠組において、わが国の事前同意なく、目的外使用や第三国移転がないことが担保されるなど厳格な管理が行われることが前提となる。

なお、武器輸出三原則等については、国際紛争などを助長することを

回避するという平和国家としての基本理念に基づくものと認識しており、政府として、この基本理念は引き続き堅持していく方針である。

さて、こうなると、「平和国家」とは何を意味するのか、再考が求められよう。この年の白書では「平和国家」は次のように登場する (p. 107)。

わが国は、第二次世界大戦後、再び戦争の惨禍を繰り返すことのないよう決意し、平和国家の建設を目指して努力を重ねてきた。恒久の平和は、日本国民の念願である。この平和主義の理想を掲げる日本国憲法は、第9条に戦争放棄、戦力不保持、交戦権の否認に関する規定を置いている。

このほかにも「国際紛争などを助長することを回避するという平和国家としての基本理念」というかたちで何度か登場する。原則からの逸脱はやがて加速し、ついには原則から離脱し、そしてその基盤たる理念の融解へと進むのであろうか。

## 小 括

この時期の白書として最も注目したい点として、2006年版から日米安保体制の「強化」が白書で打ち出されるようになったことがある。それは2009年に成立した民主党政権下でもそれは変わらなかった。民主党政権は日米同盟の「深化」を打ち出したが、中身は自民党時代と変わらぬ追従型の「強化」であった。戦後日本が目指してきた「平和国家」は変質を始めた、あるいは変質を加速し始めたといえるであろう。ともあれ、民主党政権下の白書は2012年度で終わりである。次年度からは政権に返り咲いた自民党政権下の白書に戻ることになる。